

東播臨海広域市町村圏におけるごみ処理方式について

報 告 書（ 抜 粋 ）

平成26年1月

東播臨海広域行政協議会ごみ処理方式選定委員会

はじめに

加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町は、平成19年からごみ処理の広域化について検討を始め、平成22年度に実施した「ごみ処理広域化実現可能性調査」の結果をふまえ、平成22年12月に2市2町がごみ処理広域化に参加する意思を表明されました。平成24年2月には、東播臨海広域行政協議会（以下、「協議会」という。）において「ごみ処理広域化基本計画」が策定され、ごみ処理方式については、選定委員会を設置して総合的な観点から処理方式の検討を行うこととされたことをうけ、平成25年5月「東播臨海広域行政協議会ごみ処理方式選定委員会（以下、「本委員会」という。）」が設置されました。

本委員会は、処理方式の選定にあたって、当地域におけるごみ処理状況の現状と将来計画をもとに、公害防止基準や計画ごみ質などの条件を整理し、「ごみ処理広域化基本計画」の基本構想をふまえ、基本方針で掲げた「環境負荷を低減する。」「循環型社会の構築を目指す。」「省エネルギーを推進する。」「経営の効率化を図る。」「安全で安定した長寿命化施設を整備する。」の5項目において、比較検討を行いました。

本委員会の審議にあたっては、ごみ処理方式毎に環境への影響、事業経費、施設の安定性や安全性について、最新技術の動向を含めプラントメーカーを対象に調査を行うなど、情報を収集、整理し、評価、検討するとともに、可燃ごみ処理で発生する灰や溶融スラグの資源化や最終処分について、地域環境との適合性を検討し、その結果を総合的に評価し、処理方式を選定しました。

本委員会は、これまで5回の委員会を開催し、可燃ごみ処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設整備に係る処理方式選定の結果を以下のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

なお、今後、この報告を受け、協議会において、地域に適合した最新のごみ処理施設が整備され、循環型社会の形成に寄与することを期待しております。

平成26年 1月14日
東播臨海広域行政協議会
ごみ処理方式選定委員会
委員長 藤原 健史

ごみ処理方式選定結果の概要

1) 可燃ごみ処理方式について

(1) 選定対象処理方式

選定対象処理方式は、「ごみ処理広域化基本計画」において、可燃ごみ処理方式は、熱回収処理方式とすることが示されており、内容は表-1 に示す8方式がある。

表-1 可燃ごみ処理方式

焼却方式	ストーカ式焼却方式
	流動床式焼却方式
焼却方式+灰溶融方式	ストーカ式焼却方式+灰溶融
	流動床式焼却方式+灰溶融
直接溶融方式	シャフト式ガス化溶融方式
熱分解ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式
	キルン式ガス化溶融方式
ガス化改質方式	ガス化改質方式

また、「ストーカ式焼却方式」及び、「流動床式焼却方式」は、処理後残渣の処分方法の違いにより、それぞれ「セメント化」、「埋立処分」を区別し、8方式を図-1 に示す10ケースとして選定対象とした。



図-1 可燃ごみ処理方式

(2) 選定対象処理方式の絞り込み

全ての選定対象処理方式について、実績及び新規受注意欲について、プラントメーカーを対象にアンケート調査を実施し、次の条件を満たす7ケースを比較検討の対象とした。

- ① 調査時点で、プラントメーカーに新規受注の意欲がある方式であること。
- ② ①のうち、平成12年度以降の受注実績において、1炉1日あたりの処理能力が72t以上、かつ、発電設備を有している施設があること。

(比較検討の対象)

- ・「ストーカ式焼却方式+埋立処分」
- ・「ストーカ式焼却方式+セメント化」
- ・「ストーカ式焼却方式+灰溶融」
- ・「流動床式焼却方式+埋立処分」
- ・「流動床式焼却方式+セメント化」
- ・「シャフト式ガス化溶融方式」
- ・「流動床式ガス化溶融方式」

(3) 比較検討項目及び配点

「ごみ処理広域化基本計画」の基本方針にしたがって、「1. 環境負荷を低減する。」「2. 循環型社会の構築を目指す。」「3. 省エネルギーを推進する。」「4. 経営の効率化を図る。」「5. 安全で安定した長寿命化施設を整備する。」の5項目について、表-2に、具体的な比較項目、配点、評価方法、及び着眼点を定めた。

表-2 可燃ごみ処理方式の配点、評価方法及び着眼点

基本方針	比較項目	配点	評価方法	着眼点		
1. 環境負荷を低減する	温室効果ガス排出量	10	定量的	地球温暖化対策として温室効果ガス排出量を抑えることが重要である。また、自主基準値を遵守することは必須とし、排ガス量が少なく環境に与える影響がより少ない処理方式が望ましい。		
	ダイオキシン類対策	10	定性的			
	排ガス処理設備	5	定量的			
2. 循環型社会の構築を目指す	資源化量	5	定量的	循環型社会形成に寄与する施設としては、残渣物の資源化を図り、最終処分量を削減することが望ましい。		
	資源化できない最終処分量	5	定量的			
3. 省エネルギーを推進する	投入エネルギー	5	定量的	循環型社会形成に寄与する施設としては、施設への投入エネルギーを少なくし、回収エネルギーを多くすることが望ましい。		
	回収エネルギー	発電効率	10		5	定量的
		余剰電力量	5		定量的	
4. 経営の効率化を図る	事業費	20	定量的	財政負担の軽減を図るため、事業費の削減が図られる処理方式が望ましい。また、施設を安全に安定して運転していくためには、維持管理が容易であることが望ましい。		
	維持管理の容易さ	5	定性的			
5. 安全で安定した長寿命化施設を整備する	実績	10	定量的	適正処理の確保の観点から、実績が多く、新規受注意欲のあるメーカー数が多いことが望ましい。また、将来にわたり継続的に適正処理する必要があるため、システムの安定性・安全性が高く、対象ごみとの適性や長寿命化への適性が高い処理方式が望ましい。		
	新規受注意欲	3	定量的			
	安定性	3	定性的			
	安全性	3	定性的			
	対象ごみとの適性	3	定性的			
	長寿命化への適性	3	定性的			
(合計)		100				

基本方針毎の配点については、「2. 循環型社会の構築を目指す。」及び「3. 省エネルギーを推進する。」については循環型社会の形成を図るという要素を持っていることから、「1. 環境負荷を低減する(25点)」、「2. 循環型社会の構築を目指す。及び 3. 省エネルギーを推進する(25点)」、「4. 経営の効率化を図る(25点)」、「5. 安全で安定した長寿命化施設を整備する(25点)」と均等に行った。

比較項目の配点は、客観的に評価を行うことを基本とし定量的評価を重点的に考え、点数配分を行った。

(4) 評価の方法

評価は、表-2に示す、各比較項目について着眼点に基づき定量的、または定性的に評価を行い、方式毎の得点の合計により評価した。

定量的評価・・・温室効果ガス排出量、排ガス処理設備、資源化量、資源化できない最終処分量、投入エネルギー、回収エネルギー、事業費、実績、新規受注意欲については、算定により点数化が可能な項目として、あらかじめ設定した算出式に基づいて、得点を決定した。なお、比較検討の対象とした方式の評価に必要なデータの収集は、プラントメーカーに対するアンケート調査によった。

定性的評価・・・システムの安全性といった定量的評価が困難な項目について、上記のプラントメーカーへのアンケート調査及び参考文献等により情報収集し、委員の合議により、相対的に評価を行い、得点を決定した。

(5) 可燃ごみ処理方式の選定結果

可燃ごみ処理施設のごみ処理方式は、「ストーカ式焼却方式+セメント化」又は、「ストーカ式焼却方式+埋立処分」が望ましい。なお、焼却灰の処理方法については、今後の情勢を鑑みて検討することが望ましい。

可燃ごみ処理施設の方式の選定にあたっては、法令等で定める基準を遵守することは当然のこと、安定的な稼働を第一に、ダイオキシン類をはじめとした有害化学物質等の排出を十分抑制できる方式とすることとした。

比較検討をおこなった全ての方式においては、公害防止性、周辺環境の保全の面から十分に信頼されるものであることを確認した。

評価の結果、「ストーカ式焼却方式+セメント化」は、全ての比較項目について、安定して高い評価となり、総合的に最も高い評価となった。

次いで評価が高かったのは、「ストーカ式焼却方式+埋立処分」であった。「ストーカ式焼却方式+セメント化」と比較して、焼却灰の資源化の面で劣っていたが、温室効果ガスの発生量及び事業費の面で勝っていた。

この2方式は、維持管理の容易さ、実績、安定性、安全性、対象ごみとの適性、及び長寿命化への適性の面で評価が高く、ごみ処理方式として歴史も長く、施設の耐用年数の長期化などの技

術蓄積が豊富であり、維持管理及び長寿命化に対して精度の高い計画が立案しやすいものと考えられる。また、エネルギー回収及び温室効果ガスの排出抑制に優れ、発生する焼却残渣をセメント化等の方法によって資源化を行うことにより、循環型社会に貢献できる方式である。以上のことから、今回設定した前提条件の下では、他の方式に比べて優位であると判断した。

このようなことから、総合的に判断して、2市2町にふさわしい可燃ごみ処理施設のごみ処理方式は、「ストーカ式焼却方式」が望ましく、焼却灰の処分方法としては、セメント化または、埋立処分を行うことを基本として検討することが望ましいと判断する。なお、セメント化については、今後の社会情勢に左右される可能性があるため、セメント化の検討に当たっては、経済的かつ安定的な委託先の確保、効率的な搬送方法の確立に向けて、今後、調査・研究を行うことが必要である。また、埋立処分については、大阪湾広域臨海環境整備センターの第Ⅲ期計画の動向をみながら判断する必要がある。

評価結果について、可燃ごみ処理方式毎の得点は表-3のとおりである。また比較項目毎の得点は表-4に示す。

表-3 可燃ごみ処理方式毎の得点結果

順位	ごみ処理方式	得点
1	ストーカ式焼却方式＋セメント化	96.19
2	ストーカ式焼却方式＋埋立処分	90.82
3	ストーカ式焼却方式＋灰溶融	87.08
4	流動床式ガス化溶融方式	83.90
5	流動床式焼却方式＋セメント化	76.86
6	流動床式焼却方式＋埋立処分	73.41
7	シャフト式ガス化溶融方式	70.54

表-4 評価結果

比較項目	方針1			方針2		方針3			方針4		方針5					合計			
	温室効果ガス排出量	ダイオキシン類対策	排ガス処理設備	資源化量	資源化できない最終処分量	投入エネルギー	回収エネルギー		事業費	維持管理の容易さ	実績	新規受注意欲	安定性	安全性	対象ごみとの適性		長寿命化への適性		
	①助燃剤の燃焼、②焼却残渣の処理委託先への輸送、③焼却残渣の処理(委託先)に伴い発生する温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算量)の少なさに、④年間余剰電力量相当の温室効果ガス排出量を差し引きし、評価する	必要となるダイオキシン類対策を、相対的に評価する	排ガス量の少なさにより評価する	焼却処理量に占める資源化量の多さにより評価する	焼却処理量に占める最終処分量の少なさにより評価する	高質ごみ、基準ごみ、低質ごみ時に使用する助燃剤の投入量の少なさにより評価する	基準ごみ時の発電効率の高さにより評価する	焼却ごみ由来の熱量により発生する余剰電力量の多さにより評価する	「建設費」、「維持管理費」、「残渣処理委託費」の20年間合計費用の低さにより評価する	年間補修日数短さを参考に、運転及び維持補修等の容易さにより評価する	平成12年度以降に発注されたもののうち、発電があり1炉あたり72t/日以上施設の多さにより評価する	左記実績を有するメーカーのうち、新規受注意欲のあるメーカー数の多さにより評価する	連続運転可能日数の長さ、ごみ質の変化による挙動の少なさ、燃焼による蒸発変動の少なさなどにより評価する	事故やトラブルの可能性の少なさにより評価する	計画ごみ質に対する、処理が可能なごみ発熱量の範囲の近似性により評価する	35年間合計補修費の低さにより評価する			
評価方法	定量	定性	定量	定量	定量	定量	定量	定量	定量	定性	定量	定量	定性	定性	定性	定性	—		
配点	10	10	5	5	5	5	5	5	20	5	10	3	3	3	3	3	100		
ケース	ストーカ式焼却方式	+埋立処分	10.00	10.00	4.94	0.46	1.15	4.96	4.38	4.93	20.00	5.00	10.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	90.82
		+セメント化	8.31	10.00	4.94	4.75	4.74	4.96	4.38	4.93	19.18	5.00	10.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	96.19
	ストーカ式+灰溶融		8.39	10.00	4.83	3.87	4.61	4.62	5.00	4.17	16.18	3.75	9.66	3.00	2.25	2.25	2.25	2.25	87.08
	流動床式焼却方式	+埋立処分	8.90	10.00	4.69	0.19	1.15	5.00	3.98	4.30	19.76	3.75	0.69	0.50	2.25	3.00	3.00	2.25	73.41
		+セメント化	7.08	10.00	4.69	4.79	5.00	5.00	3.98	4.30	16.58	3.75	0.69	0.50	2.25	3.00	3.00	2.25	76.86
	シャフト式ガス化溶融方式		0.00	10.00	4.13	5.00	4.28	0.05	3.98	3.68	19.08	3.75	7.59	1.50	2.25	1.50	2.25	1.50	70.54
	流動床式ガス化溶融方式		9.91	10.00	5.00	3.46	3.84	4.47	4.93	5.00	18.87	3.75	5.17	2.00	2.25	1.50	2.25	1.50	83.90

2) 不燃・粗大ごみ処理方式について

(1) 選定対象処理方式

不燃・粗大ごみ処理方式については、図-2 に示す5方式から選定するものとした。なお、可燃ごみ処理方式が「シャフト式ガス化溶融方式」の場合のみ、不燃・粗大ごみも溶融できるため、ケース⑤が可能となる。

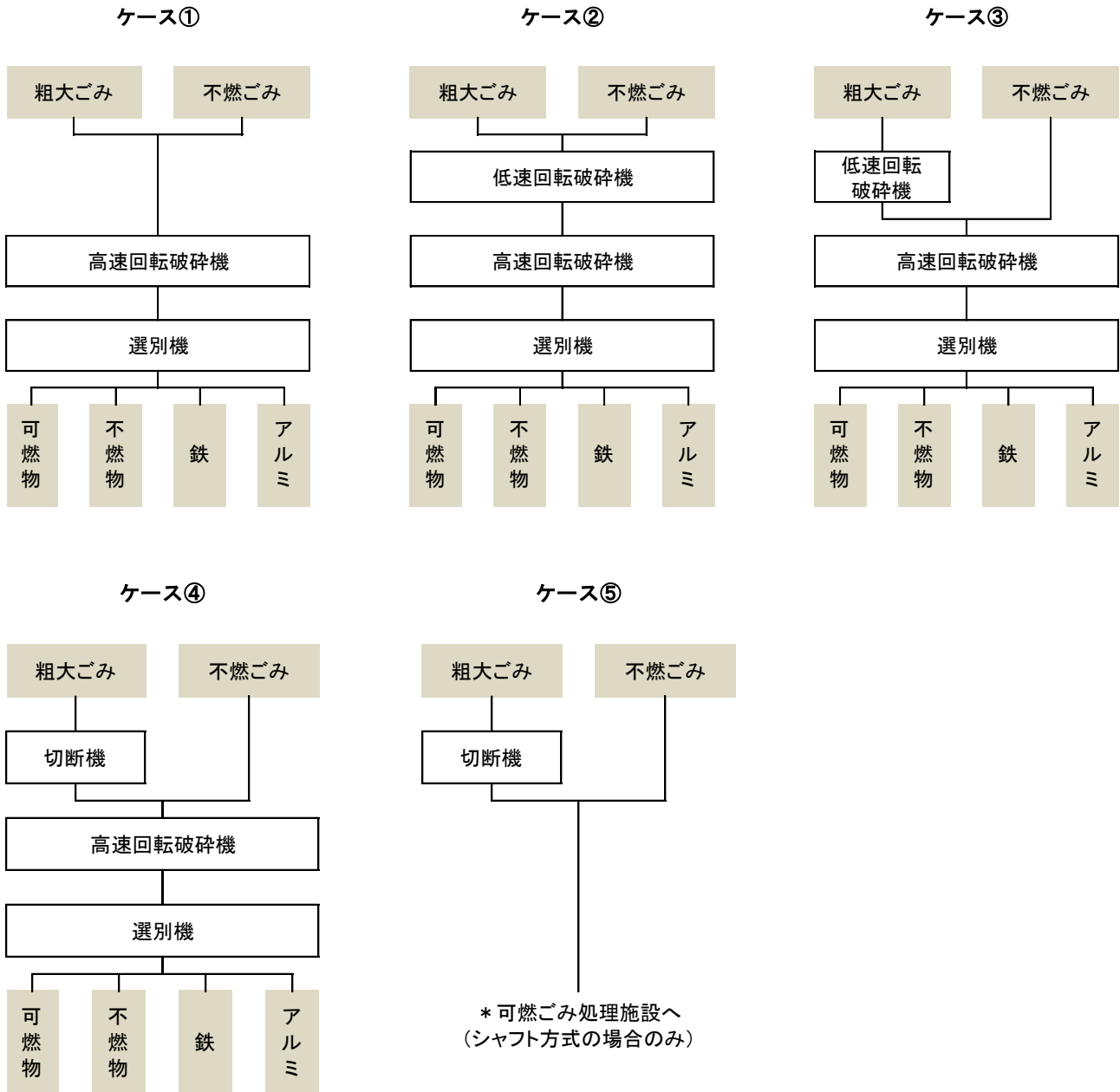


図-2 不燃・粗大ごみ処理方式のケース

(2) 比較検討項目

多種多様な不燃・粗大ごみを安定的に処理できる方式を選定するため、各方式について 表-5 に示す項目を比較し、着眼点に沿って検討した。

表-5 不燃・粗大ごみ処理方式の比較項目

比較項目	着眼点
・投入前の処置	投入ごみ種の区分け等の要否について、各ケースを定性的に評価する。
・危険物混入時の爆発防止	不燃・粗大ごみ内にスプレー缶等が混入していた場合、破砕時に爆発する恐れがある。処理ラインに係る爆発の危険性及び爆発防止対策の要否を定性的に評価する。
・処理性能	不燃・粗大ごみの処理に対する適・不適や、処理速度、処理精度等について定性的に評価する。
・破砕機の必要能力	処理ラインの組合せによる各破砕機の必要能力について、各ケースを相対的に評価する。
・破砕ラインの自由度	処理ラインの組合せによる自由度について、各ケースを相対的に評価する。
・システム構築に係る 想定的コスト	処理ラインの組合せによる建設費及び維持管理費について、各ケースを相対的に評価する。

(3) 不燃・粗大ごみ処理方式の選定結果

不燃・粗大ごみ処理施設のごみ処理方式は、「低速回転破砕機＋高速回転破砕機＋選別機」(ケース②)が望ましい。

評価の結果、「低速回転破砕機＋高速回転破砕機＋選別機」(ケース②)は、

- ① 高速回転破砕機は、十分な破砕性能を確保する上で必要である。
- ② 発火、爆発対策や不燃・粗大ごみの安定処理を考慮して、第一段階として、すべてのごみを低速回転破砕機による粗破砕を行うこととし、第二段階として高速回転破砕機を用いて細破砕を行うことで選別純度を高めていくことができる。

以上のことを確認し、選定にあたっては「ごみ処理広域化基本計画」の検討結果が妥当であると判断したものである。また、選別機の種類については事業者選定時に要求水準等で確認していくこととした。

比較検討結果を、表-6 に示す。

表-6 不燃・粗大ごみ処理方式の比較結果

システムフロー		ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤
システムの概要		<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ、不燃ごみを全て高速回転破砕機で破砕を行うケース。 基本的なシステム。 	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ、不燃ごみをすべて低速回転破砕機により粗破砕した後、高速回転破砕機により細破砕するケース。 低速回転破砕機と高速回転破砕機は直列に接続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみは低速回転破砕機により粗破砕した後、高速回転破砕機により細破砕し、不燃ごみは高速回転破砕機で破砕を行うケース。 	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみは切断機により粗破砕した後、高速回転破砕機により細破砕し、不燃ごみは高速回転破砕機で破砕を行うケース。 	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみは切断機により粗破砕した後、不燃ごみはそのままの状態、可燃ごみ処理施設へ移され処理するケース。
投入前の処置 (投入ごみ種の区分け等)		<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ、不燃ごみを混合して投入するため、投入前の処置（分別体制の変更など）は必要ない。 	同 左	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種別を破砕機投入前に、粗大ごみ、不燃ごみに区分けが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種別を破砕機投入前に、粗大ごみ、不燃ごみに区分けが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種別を破砕機投入前に、粗大ごみ、不燃ごみに区分けが必要。
危険物混入時の爆発防止		<ul style="list-style-type: none"> 4 ケースの中では、最も爆発の危険性が高い。 受入供給段階での確実な危険物除去対策を行うとともに、高速回転破砕機そのものの爆発対策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> すべてのごみを低速回転破砕機に投入するため、爆発の危険性は4 ケース中最も低い。 ただし、小型スプレー缶等が低速回転破砕機で破砕されずに通過する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみに混入する危険物による爆発の危険性は小さい。 不燃ごみは直接高速回転破砕機に投入されるため、スプレー缶等による爆発の危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみに混入する危険物による爆発の危険性は小さい。 不燃ごみは直接高速回転破砕機に投入されるため、スプレー缶等による爆発の危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみに混入する危険物による爆発の危険性は小さい。
処理性能	長所	<ul style="list-style-type: none"> 高速回転のため、多量処理が可能。 不燃性粗大ごみの処理に優れる。 破砕粒度が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 軟質系の処理がケース①より改善される。 破砕粒度が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 軟質系粗大の処理に優れる。 高速回転破砕機の長所(不燃性粗大ごみの処理に優れる。)が活かされている。 不燃性粗大ごみと不燃物ごみの破砕粒度が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 高速回転破砕機の長所(不燃性粗大ごみの処理に優れる。)が活かされている。 	(可燃ごみ処理の前処理となる)
	短所	<ul style="list-style-type: none"> 軟質系粗大ごみについては、破砕後の膨張などにより、後段の選別精度が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不燃性粗大ごみの連続投入が不可能なため、処理速度は低下する。 軟質系粗大ごみについては、破砕後の膨張により、後段の選別精度が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不燃性粗大ごみの連続投入が不可能なため処理速度は低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> 硬質粗大ごみの切断による刃の損傷が著しい。 可燃性粗大ごみの破砕粒度が、回転式に比べて大きい。 	
破砕機の必要能力		<ul style="list-style-type: none"> 高速回転破砕機のみですべてのごみを処理するため、大きな処理能力が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 低速回転破砕機により粗破砕された処理物が、高速回転破砕機に投入されるため、ケース①より高速回転破砕機の必要能力は小さい。 すべてのごみを低速回転破砕機に投入するため、低速回転破砕機に大きな能力が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 低速回転破砕機の必要能力は、ケース②より小さい。 高速回転破砕機の必要能力はケース①より小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 切断機の必要能力は、ケース③と同程度。 高速回転破砕機の必要能力はケース①より小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 切断機の必要能力は、ケース③と同程度。
破砕ラインの自由度		<ul style="list-style-type: none"> 高速回転破砕機だけのラインであり、投入されるごみの種類によって柔軟な対応ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ケース①と同様に、ごみ種によって柔軟な対応ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種に応じた柔軟な対応が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種に応じた柔軟な対応が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種に応じた柔軟な対応が可能。
システム構築に係る相対的成本		<ul style="list-style-type: none"> 最も少ないケース（ケース⑤を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 低速回転破砕機のみコストアップするが、高速回転破砕機のコストは抑えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ケース②とほぼ同程度かそれより若干コスト減 	<ul style="list-style-type: none"> ケース③とほぼ同程度 	<ul style="list-style-type: none"> 最も安価

*「ごみ処理広域化基本計画」では、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理を行うものとしている。

添付資料

東播臨海広域行政協議会ごみ処理方式選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東播臨海広域行政協議会（以下「協議会」という。）が計画する広域ごみ処理施設について、平成23年度に策定したごみ処理広域化基本計画に掲げる基本方針を踏まえ、東播臨海広域圏に適した処理方式を選定することを目的として、ごみ処理方式選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、可燃ごみ処理施設のごみ処理方式及び不燃・粗大ごみ処理施設の処理方式について検討・選定を行い、協議会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 行政職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する報告を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総理し、会務を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(服務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席が無ければ、これを開くことはできない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外のものの出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高砂市生活環境部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

ごみ処理方式選定委員会委員名簿

選任区分	役職名	氏名	備考
学識経験者	岡山大学教授	藤原健史	委員長
学識経験者	全国都市清掃会議技術部長	荒井喜久雄	副委員長
行政職員	加古川市環境部長	岡本正幸	
行政職員	高砂市生活環境部参事 (兼)広域環境担当	中村善郎	
行政職員	稲美町経済環境部長	藤本泰利	
行政職員	播磨町理事	栢田正伸	

開催年月日	内容	主な会議の結果について
平成25年7月9日(火)	第一回 1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. 高砂市長あいさつ 4. 委員自己紹介 5. 正副委員長の選出 6. 審議 (1) 委員会のスケジュール及び審議内容について (2) ごみ処理状況の現状と将来計画について (3) ごみ処理方式選定の手法について (4) ごみ処理技術の現状について 7. その他 8. 閉会	・委員長に岡山大学 藤原 健史 教授、副委員長に(社)全国都市清掃会議 荒井 喜久雄 技術部長を選出した。 ・委員会のスケジュール及び審議内容について確認し了承した。 ・ごみ処理状況の現状と将来計画について確認し、ごみ減量化施策に対し、剪定枝が資源化できない場合の変動について検討を行うこととした。 ・可燃ごみ処理方式は、灰・スラグの処理または利用も含めて事業費を比較することとした。また、そのためには灰埋立やセメント化などの現状を調査することとした。 ・各委員の意思統一をはかり、委員会は合議的に採点することとした。
平成25年9月2日(月)	第二回 1. 開会 2. 前回議事内容の確認 3. 審議 (1) 環境保全計画、地域環境との適合性 1) 環境保全計画 2) 地域環境との適合性 (2) 可燃ごみ処理施設について 1) 処理技術の現状について 2) ごみ処理方式選定に係る比較検討 (3) 不燃・粗大ごみ処理施設について 1) 処理技術の現状について 2) ごみ処理方式選定に係る比較検討 4. その他 5. 閉会	・環境保全計画、地域環境との適合性について、確認し了承した。ただし、スラグ利用について灰溶融炉に関する国の動向を整理することとした。 ・可燃ごみ処理施設について、処理技術の現状を把握するため、プラントメーカーに対し調査を行うこととした。調査する処理方式は発電つきで1炉あたり72t/日以上の実績を有する方式に絞り込むこととした。(調査対象方式:「ストーカ式焼却方式」、「ストーカ式焼却方式+灰溶融」、「流動床式焼却方式」、「シャフト式ガス化溶融方式」、「流動床式ガス化溶融方式」とした。) ・可燃ごみ処理方式のごみ処理方式選定に係る比較検討について、売電による収益と運転管理によるところが大きいため、事業費に含めず比較検討することとした。また、「方針5:安全で安定した長寿命化施設」について、1項目(施設を35年間稼働とする場合の想定合計補修費)追加し調査することとした。 ・不燃、粗大ごみ処理施設の処理方式については、低速回転破砕機+高速回転破砕機+選別機を選定した。
平成25年10月11日(金)	第三回 1. 開会 2. 前回議事内容の確認 3. 審議 (1) 可燃ごみ処理施設について 1) ごみ処理方式選定に係る比較検討 2) 配点及び評価方法について (2) 第四回ごみ処理方式選定委員会について 4. その他 5. 閉会	○比較検討項目について次のとおりとした。 ・投入エネルギーの助燃剤の投入量について、立上げ、立下げ時の助燃剤の使用量についても考慮に入れることとした。 ・処理方式の実績については、施設規模が1炉あたり72t/日で発電設備を有している施設の実績をまとめ、その数値には、新規受注意欲の有無は考慮しないこととした。 ・長寿命化の適性については、なるべく記述式で、維持管理の内容や、実績など、情報を整理し示すこととした。また、不足部分はプラントメーカーに対し追加調査を行うこととした。 ○配点及び評価の方法について ・方針1の比較検討項目である、ダイオキシン類対策を10点とした。 ・方針5の比較検討項目である、実績を10点とし、方針5のその他の比較項目は3点とした ○第四回ごみ処理方式選定委員会について ・第四回ごみ処理方式選定委員会では、ごみ処理方式の優劣を審議することになりプラントメーカーにとって不利益を受ける可能性があるため、非公開とすることとした。

開催年月日	内容	主な会議の結果について
平成25年11月19日(火)	第四回 1. 開会 2. 前回議事内容の確認 3. 審議 (1) 可燃ごみ処理方式の選定について 1) 定性的評価に係る検討について 2) 可燃ごみ処理方式選定に係る比較検討の結果について 4. その他 5. 閉会	・可燃ごみ処理施設のごみ処理方式は、「ストーカ式焼却方式+セメント化」及び「ストーカ式焼却方式+埋立処分」が望ましいと判断した。 ・焼却灰の処分方法としては、今後の社会情勢を勘案しセメント化、又は埋立処分を検討することが望ましいと判断した。
平成26年1月14日(火)	第五回 1. 開会 2. 前回議事内容の確認 3. 審議 (1) 報告書(案)について 4. その他 5. 閉会	・報告書(案)の内容及び構成について確認し了承した。